

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>職員の旅費に関する条例 昭和28年3月13日 条例第6号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>電磁的記録</u> 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(8) <u>電磁的方法</u> 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。</p> <p>2・3 省略 (旅行命令等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記録し、又は記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに <u>旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記録し、又は記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の旅行命令簿等の提示については、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)第4条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>職員の旅費に関する条例 昭和28年3月13日 条例第6号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2・3 省略 (旅行命令等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を_____記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。但し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を_____記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>

新	旧
<p>6 旅行命令簿等の<u>記録事項又は記載事項及び様式は、知事が別に定める。</u> (旅費の請求手続) 第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料<u> </u>の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額の<u>うちその資料を提出しなかつたため</u>、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、<u>電磁的方法をもつて提出することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p>7 第1項の請求書又は資料の提出については、<u>愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p>8 第1項に規定する請求書及び必要な資料<u> </u>の種類、<u>記録事項又は記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、知事が別に定める。</u></p>	<p>5 旅行命令簿等の<u> </u>記載事項及び様式は、知事が別に定める。 (旅費の請求手続) 第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>所定の請求書に必要な書類 </u>を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>添付書類</u>の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額の<u>うちの書類</u>を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、<u> </u>記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、知事が別に定める。</p>